

DPC評価分科会報告

診療報酬調査専門組織DPC評価分科会

平成18年1月11日
中医協資料

1. 新規にDPC対象となる病院の基準について

○DPC対象病院となる希望のある病院であって、下記の基準を満たす病院

(1) **看護配置基準2対1以上であること。**

※現在、2:1を満たしていない病院については、平成20年度までに満たすべく計画を策定すること

(2) **診療録管理体制加算を算定している、又は、同等の診療録管理体制を有すること**

(3) **標準レセ電算マスターに対応したデータの提出を含め「7月から10月までの退院患者に係る調査」に適切に参加できること**

○また、上記に加え、下記の基準を満たすことが望ましい。

(4) 特定集中治療室管理料を算定している

(5) 救命救急入院料を算定している

(6) 病理診断料を算定している

(7) 麻酔管理料を算定している

(8) 画像診断管理加算を算定している

2. 包括評価の範囲の見直しについて

DPCに係る包括評価の範囲の見直しについて、現行の包括範囲であってドクターフィー的要素が強い項目、あるいは現行の包括範囲外であってホスピタルフィー的要素が強い個別の診療報酬項目について、関係学会等の要望等を踏まえた技術的な検討を行い、次のように、包括評価の範囲の見直しを行うことが妥当であるとの結論を得た

- 画像診断管理加算について、包括評価の対象外とする。
- 手術前医学管理料および手術後医学管理料について、包括評価の対象とする